

事務連絡  
令和3年6月10日

一般社団法人日本倉庫協会理事長  
一般社団法人日本冷蔵倉庫協会理事長  
公益社団法人全国通運連盟理事長  
一般社団法人航空貨物運送協会事務局長  
一般社団法人国際フレイトフォワードーズ協会事務局長  
日本内航運送取扱業海運組合事務局長  
全国トラックターミナル協会事務局長

殿

国土交通省総合政策局参事官（物流産業）室

### 職場における積極的な検査等の実施について

第67回新型コロナウイルス感染症対策本部において、「政府は、クラスターの大規模化及び医療のひっ迫を防ぐ観点から、職場においても、健康観察アプリも活用しつつ、軽症状者に対する抗原簡易キット等を活用した検査を実施するよう促し、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的にPCR検査等を行政検査として実施する」とされました。

これを受けて、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部及び内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、別添のとおり積極的な検査等の実施について所管事業者、団体及び独立行政法人に対し周知・働きかけを行うよう依頼がありました。

つきましては、貴団体におかれましては、別添に従い傘下会員事業者に対し周知・呼びかけを行って頂く等の対応をして頂くよう、よろしくお願いいたします。

なお、本件につきましては、令和3年5月28日に改訂された基本的対処方針を受け、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部及び内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より6月1日に当省危機管理室に関連の事務連絡が到着していたところ、危機管理室からの連絡が遅れたものであり、貴団体への展開が遅れご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。

（別添）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室 事務連絡

「職場における積極的な検査等の実施について」